

高蔵寺リ・ニュータウン推進本部設置要綱

(設置)

第1条 高蔵寺ニュータウンの総合的なまちづくりを進めるため、高蔵寺リ・ニュータウン推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 高蔵寺ニュータウンの総合的なまちづくりに関すること
- (2) 高蔵寺ニュータウン未来プランの策定及び推進に関すること
- (3) 前2項に掲げるもののほか、高蔵寺ニュータウンに関する重要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 推進本部に本部長を置き、春日井市市政アドバイザーをもって充てる。
- 3 推進本部に副本部長を置き、企画政策部長及びまちづくり推進部長をもって充てる。

(本部長の職務)

第4条 本部長は、会務を総理する。

- 2 本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 推進本部は、委員の半分以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、企画政策部ニュータウン創生課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月26日から施行する。

別表第1（第3条関係）

春日井市市政アドバイザー

企画政策部長

総務部長

市民生活部長

文化スポーツ部長

健康福祉部長

青少年子ども部長

環境部長

産業部長

まちづくり推進部長

建設部長

上下水道部長